

# 市職員を募集します

令和2年度採用予定の市職員を募集します。

総務課人事係 ☎(25)1113

## 1. 受験資格および職種・採用人員

- ①地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しないかたで、採用時に鳥羽市に住所を有するかた。
- ②日本国籍を有しないかた(外国籍のかた)は、永住者または特別永住者の在留資格を有すること。  
なお、外国籍のかたは、採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。
- ③表の職種ごとに定める受験資格に該当するかた。

職 種	採用予定人数	受 験 資 格
一般事務職	1人程度	昭和59年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有するかた。(令和2年3月卒業見込みのかたを含む)
保育士	3人程度	昭和59年4月2日以降に生まれ、保育士および幼稚園教諭資格の両方を有するかた、または、令和2年3月までに資格取得見込みのかた。 ※採用後に幼稚園・保育所などの間で人事異動を行う場合があります。
技術職 (土木)	2人程度	昭和54年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上、もしくは、これに相当する学力を有し、専門科目を履修したかた。(令和2年3月卒業見込みのかたを含む) または、これに相当する学力を有し、民間企業などにおいて土木施工関係の実務経験を1年以上有し、2級土木施工管理技士以上の資格を有するかた。
技術職 (水産)	1人程度	昭和59年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有し、水産増養殖などの専門科目を履修したかた。(令和2年3月卒業見込みのかたを含む) ※採用後は水産研究所で主に藻類の研究に従事していただく予定であり、潜水作業や小型船舶の操縦を伴う場合があります。
船員 (航海及び機関)	1人程度	昭和59年4月2日以降に生まれ、学校教育法に基づく高等学校卒業以上のかた、または、これに相当する学力を有するかたで、船舶職員及び小型船舶操縦者法に定める6級海技士(航海)以上、または、5級海技士(機関)以上の免状を有するかた。 ※採用後は運航管理業務(陸上勤務)に従事していただく予定です。

## 2. 受験手続きと場所

### (1) 受験申込書の請求

実施要項は、11月1日(金)から総務課人事係または連絡所で交付します。※午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

郵送希望者は、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封して請求してください。また、市ホームページからもダウンロードできます。

### (2) 受験申し込みに必要な書類など

履歴書(総務課が交付したものに限り)、写真、各資格免状の写しなどの添付書類が必要となります。

くわしくは、実施要項をご覧ください。

### (3) 受付期間と場所

**受付期間** 11月1日(金)～20日(水)の午前8時30分～午後5時15分(土曜・日曜日、祝日を除く)

郵送の場合は、11月13日(水)の消印まで有効とします。

受付期間終了後の申し込みは、いかなる理由があっても受け付けません。

**受付場所** 総務課人事係  
(〒517-0011 鳥羽市鳥羽三丁目1-1)

## 3. 合格者の決定

第一次、第二次、第三次試験の結果に基づいて合格者を決定し、令和2年1月下旬までに本人宛に通知します。

## 4. 試験の日時および場所

### (1) 第一次試験

**とき** 11月30日(土)午前9時～

**ところ** 市民文化会館(鳥羽市鳥羽三丁目8-3)

(2) 第二次試験 12月21日(土)を予定していますが、日時・場所については、第一次試験合格者にのみ通知します。

(3) 第三次試験 令和2年1月13日(月・祝)を予定していますが、日時・場所については、第二次試験合格者にのみ通知します。

※最終合格者は、医療機関で健康診断を受け、指定する期日までに健康診断書を提出していただきます。

## 5. 試験科目

(1) 第一次試験 教養試験(学歴相当程度。技術職(土木)のうち民間企業などの経験者除く)、社会人基礎試験【職務基礎力試験・職務適応性検査】(技術職(土木)のうち民間企業などの経験者)、専門試験(保育士、技術職(土木))、作文、事務適性検査、職場適応性検査(技術職(土木)のうち民間企業などの経験者除く)

(2) 第二次・第三次試験 面接など